

環境省

感染性として排出・処理

都道府県・政令市等に通知

ワクチン接種に伴う廃棄物

環境省は4月、都道府県・政令市等向けに「新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの接種に伴い排出される廃棄物の処理について(通知)」を発出した。

会場や市町村が確保した会場における巡回健診等でのワクチン接種に伴う廃棄物について、感染性廃棄物として排出・処理することなどを記している。

既存の医療機関によ注射針の他にシリソジ

(注射筒)、ワクチンのバイアル(容器)、ガーゼ、その他手袋等の防護具が排出される。それは「現場の医師等の取扱いについて」では「現場の医師等の取扱いについて」は、「医療機関等で回収してから排出すこと」として処理することが望ましい」としている。

通知内では都道府県に対して、管内の市町村でワクチン接種の廃棄物の処理体制が構築されよう相談に応じることや、市町村をまたぐ収集運搬のルート構築の調整に関する助言・支援を行うこと、産業廃棄物の処理に関する協会との連携を図ること等も求めている。

に取り組むとともに、再生可能エネルギーの普及拡大に貢献できるよう努めていく」としている。